

サービックは自宅待機で雇用調整助成金を受給していた！ **自宅待機は助成金の支給対象(休業)なのか？！** **労働局に自宅待機の実態を訴える！**

関西新幹線サービックは、昨年4月から11月までと、今年1月18日から自宅待機を実施していますが、「雇用調整助成金」を受給していることが、つい最近わかりました。サービック会社も、休業協定書を締結しているサービック労組も、「雇用調整助成金」のことは、私たち社員等に何一つ明らかにしていません。

「雇用調整助成金（特例）」は、①新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。②最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。③労使間の協定に基づき、休業などを実施し休業手当を支払っている。ことが支給要件となります。

サービックの自宅待機は休業ではない！

サービックが実施している自宅待機は、雇用調整助成金の支給要件である休業ではありません。職場（第一事業所）の掲示には、①自宅待機を命じられた日においては、当該宣言の趣旨を鑑み、生活を維持する目的を除き外出せず自宅で待機すること。②自宅待機を命じられた社員であっても、業務の都合で、急遽、出勤を命ずる場合もあるので、常に連絡が取れる状態で自宅待機をすること。③自宅待機を命じられた社員は、知識向上及び業務改善のため配布した課題に自ら記入して次回出勤日に必ず提出すること。と書かれています。はたして、これが休業でしょうか？

JR東海の一時帰休との違い！労働局に訴える！

1月25日から、JR東海は雇用調整助成金を受給するため一時帰休を実施しています。JR東海の一時的帰休の勤務認証は休業です。「外出せず自宅で待機することもないです」「常に連絡が取れる状態で自宅で待機することもないです」「課題を課せられ提出を指示されることもないです」

サービックの自宅待機は、自宅で待機させられるなど拘束力を持っており、さらに休業にもかかわらず課題提出を業務指示するなど、到底休業というものではありません。そこで私たちは、1月26日、大阪労働局助成金センターを訪問して、サービックの自宅待機の実態を訴えてきました。また、サービック本社に対しても、雇用調整助成金受給に伴う自宅待機に関する申しれを行っています。

